

公開質問状

親愛なるトーマス・バッハ会長殿

オリンピック・ムーブメントの発展に向けた貴殿のご活躍に心より敬意を表します。

私は、来年の五輪開催国である日本の参議院議員の松沢成文です。先日、東京五輪のゴルフ競技の問題点についてお手紙を認めましたが、ご一読いただけましたでしょうか？

お返事がありませんので、ここに改めて公開質問状としてお送りします。世界中のメディアも注目しておりますので、是非とも IOC 会長としてのご見解を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

質問 1

日本のゴルフ場利用税は、五輪憲章の根本原則第 4 条及びに第 6 条並びに IOC 倫理規定根本原則第 1 条第 4 項に違反するのではないのでしょうか？

日本のゴルフ場利用税とは、ゴルフ場利用者に原則 1 人 1 日当たり標準税額 800 円が課される税金で、18 歳未満と 70 歳以上の人や障害のある人を除いて、すべてのゴルファーに課税されるものです。

東京五輪では 33 競技が実施されますが、ゴルフ以外で税金が課されるスポーツは他にありません。実際に日本国内で親しまれる全てのスポーツの中でも課税されるのは唯一ゴルフだけです。さらに、世界中の国を見てもゴルフ場利用税を課している国は、日本と韓国だけです。

こうした状況に後ろめたさがあるのか、日本政府は東京五輪に参加する選手に対しては非課税にするための法改正を行う方針を固めました。

この状況を放置してしまえば、日本のゴルフは、課税されるゴルフと課税されないその他のスポーツ、課税される一般のゴルファーと課税を免除される五輪選手、という二重の差別にさらされることとなります。

この 2 つの差別は、明らかにオリンピック憲章オリンピズムの根本原則第 4 条

「スポーツをすることは人権の一つである。すべての個人はいかなる種類の差別を受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない」

及び同 6 条

「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、

宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」

並びに同趣旨の IOC 倫理規定根本原則第 1 条第 4 項の規定にだれが見ても明らかに違反しています。

まずこの問題に対する IOC 会長としてのご見解を伺います。

質問 2

もし、問題ないとするならば、ゴルフ会場の男女差別に対して問題ありとした IOC の見解とダブルスタンダードになるのではないですか？

2016 年 11 月に、私は国会審議の中で、ゴルフ会場の男女差別問題を取り上げました。東京五輪のゴルフ競技会場である「霞ヶ関カンツリー倶楽部」が正会員を男性に限定し、女性を差別しているのは、オリンピック憲章の差別禁止規定に反していると指摘しました。このニュースが報道されると、バッハ会長のリーダーシップのもと IOC が改善を求めたことで、霞ヶ関カンツリー倶楽部は会員規定を改正し、差別は解消され、五輪ゴルフ会場として準備を進めています。

男女差別を問題にしなが、スポーツ間の差別やプレーヤー間の差別を無視することはダブルスタンダードであり、五輪憲章の平等原則を堅持すべき IOC として好ましくないと考えますが、いかがでしょうか？

東京五輪成功のために、そして、日本のゴルフ競技発展に向けてより良きレガシーを作るためにも、日本のゴルフ場利用税が五輪憲章と IOC 倫理規定に違反し、ゴルフ競技に差別が存在する現状について、バッハ会長のご認識とご見解をぜひともご回答下さい。

五輪開催国の施策が五輪憲章の根本原則並びに IOC 倫理規定に則ったものであるか否かの判断は IOC のみに課された重要な責務です。IOC の見解が出されれば、それに沿って日本政府が改革すると確信します。

日本国民ならびに各国メディアも注目しておりますので、速やかなご回答を何卒よろしくお願い申し上げます。

2019 年 12 月 25 日

日本国参議院議員 松沢成文